

第7回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和元年12月25日(水)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時36分

第7回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第23号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第24号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第25号 農地法第5条の許可取消しについて

報告第26号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第28号 農業用施設用地に供する届出について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 18名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
2 番	杉 田 孝 行 君	3 番	吉 岡 憲 一 君
4 番	稻 生 裕 君	5 番	籠 宮 博 君
6 番	原 田 典 男 君	7 番	蔵 口 哲 夫 君
8 番	川 鍋 優 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

1 番 矢 野 学 君

推進委員

久喜 1	平 林 勝 博 君	久喜 3	砂 川 喜 義 君
菖蒲 3	青 木 豊 君	菖蒲 4	関 裕 一 君
栗橋 2	平 井 秀 昌 君	栗橋 6	遠 藤 正 幸 君
鷺宮 2	渡 辺 祥 克 君	鷺宮 4	鈴 木 秀 政 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	係 長	大 内 康 範
主 任	黒 須 一 宏	主 事	石 田 純 矢

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） 皆さん、お待たせいたしました。それでは、第7回農業委員会総会を始めさせていただきますと思います。

皆さんご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

今日は、矢野委員さんが所用で欠席ということで事前に連絡をいただいております。

初めに、岩崎会長からご挨拶を頂戴したいと思います。お願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名させていただきます。13番、木村実委員さん、14番、塚越委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしく願います。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、経過報告をさせていただきます。

前回11月25日の農業委員会から本委員会開催までの経過についてのご報告でございます。議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、去る11月28日、農業委員会埼玉地方協議会主催による、令和元年度農業委員会埼玉地方協議会研修会が三郷市文化会館において開催され、木村会長代理ほか10名の方々が出席をされました。内容につきましては、埼玉県の実情についてということで、農業に役立つ気象情報について、熊谷地方気象台観測予報管理官の小島氏の講演を受講していただいたところでございます。

次に、12月19日、埼玉県春日部農林振興センター主催による、令和元年度第2回農地調整事務担当者研修会が、春日部地方庁舎において開催され、事務局の長谷川担当主査と大久保主任が出席をいたしました。内容につきましては、資料にございますとおりでありまして、その関係法令や運用などを学ばせていただいたところでございます。

報告は以上になります。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

2件ございましたけれども、何か質問がございましたらお受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がございましたので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんのほうから皆さんに周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告をお願いいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◎議案第23号

○会長（岩崎長一君） 進ませさせていただきます。

それでは、日程第4、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、191310番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、3条につきまして個別にご説明させていただきます。議案書の5ページごらんいただければと思います。

まず初めに、申請書番号が191309番でございます。譲受人は下清久在住の方、譲渡人は杉戸町在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清久地内の田3筆、畑3筆、合計3,810平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲280アール、野菜を79アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。その他農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稲及び野菜の作付をするということでございます。

続きまして、申請書番号なのですが、こちらが192303番と192304番につきましては、譲受人、受ける方が同じ方であるため一括してご説明させていただきます。こちら2案件につきましては、譲受人が菖蒲町下栢間在住の方、譲渡人は同じく菖蒲町下栢間在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町下栢間地内の畑2筆、合計498平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲を224アール、野菜を84アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、梨畑として利用する予定とのことでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○会長代理（木村信一君） 18番、木村です。12月21日に川鍋委員と一緒に現地を調査しました。まず、191309。これは、南彩農協の久喜ライスセンターから北へ約500メートルぐらいのところを点在しております。現地はこの地目にあるとおりでした。それと、現況はきれいに耕うんしてありました。それと、譲受人と現地でたまたまちようど行き会いまして、いろいろ話を聞いてきました。先ほど野菜を作るという説明でしたけれども、畑はミカンを植えるとか言っていました。県のあれで教わってミカン栽培をやるのかなという話。現実に農機具その他全部そろっていますので問題ないと思いますので、よろしく願います。

○14番（塚越賢二君） 14番、塚越です。12月21日に木村委員と現地調査を行いましたので、報告します。

申請書番号192303番。申請地は、栢間小学校から東に300メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は畑で休耕地でした。申請者は、申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われれます。

次に、申請書番号192304番。申請地は、栢間小学校から東に300メートルほどの集落内に位置しております。農地の状況は畑で休耕地でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作するものと思われれます。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま木村委員、塚越委員から報告をいただきました。この件に関してのご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がございますので、討論を打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、191310番を除く3案件につきましては、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

次に、191310番の案件に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、井野委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔9番 井野重明君退席〕

○会長（岩崎長一君） それでは、1案件につきまして事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、説明させていただきます。

申請書番号が191310番でございます。譲受人は除堀在住の方、譲渡人は川口市在住の方となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑1筆、合計333平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を90アール、野菜を42アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用条件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

なお、取得後につきましては、野菜の作付をする予定とのことでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

木村委員。

○会長代理（木村信一君） 18番、木村です。191310につきましては、現地は江面第二小学校から北へ700メートルぐらいのところですね。それで、現況は畑できれいに耕うんしてありました。先ほど事務局が申しましたように全部機械もそろっていますし、経営拡大するのに問題ないと思いますので、よろしく願います。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、191310番の案件につきましては、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。

井野委員の入室を認めます。

〔9番 井野重明君着席〕

◎議案第24号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。議案書の8ページごらんいただければと思います。

まず初めに、申請書番号が191528番でございます。譲受人は本町2丁目在住の方、譲渡人は上早見在住の方となっております。土地の表示につきましては、上早見地内の畑3筆、合計497平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、前面道路に水道管及び下水管が埋設され、500メートル以内に2つ以上の教育施設がある第3種農地と判断しております。譲受人は、現在市内にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから将来のことを考え、市街化区域に隣接しており、譲受人の祖父が所有しております当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社武蔵野銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性などの一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191534番。譲受人は春日部市在住の方、譲渡人は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑1筆、204平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にあります自宅にて生活しておりますが、当該申請地北側居宅を所有しており、そちらに新たな居宅を建築後、転居を検討しているとのことでございます。しかし、現在の敷地は狭く、駐車スペース等もないことから、当該申請地も含めました敷地に新たな自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

なお、現在居住しております自己所有の自宅につきましては、売買する予定が立っているとのことでありまして、売買契約書の写しも添付されてございます。

続きまして、申請書番号191540番。譲受人は、昭和29年より事業を営んでいる宗教法人でございます。譲渡人は、栗原在住の方となっております。土地の表示につきましては、栗原地内の畑1筆、479平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人であります宗教法人につきましては、現在当該申請地の隣地におきまして寺院を営んでおりますが、現在の敷地が狭いため駐車スペースが少なく、行事等がある際につきましては、路上駐車にて対応している状況とのことでございます。また、現在駐車場として活

用している空きスペースにつきましても、新たな墓地として利用する予定であることから、敷地の拡張を検討していたところ、当該申請地の所有者であります譲渡人から了承が得られたことから、当該申請地を新たな駐車場として利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されてございます。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号191541番。譲受人は桜田3丁目在住の方、譲渡人は北青柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、北青柳地内の畑1筆、390平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在義理の父親が所有しております市内の住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、実家の隣であり、父親の仕事を引き継ぐ関係もありまして、仕事上も便利な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、保留の1案件を飛ばさせていただいて、申請書番号が193505番でございます。譲受人は、東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産売買等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、鶴ヶ島市在住の方となっております。土地の表示につきましては、松永地内の畑2筆、合計2,003平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や教育施設からも比較的近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料の11にございますとおり、5棟の建売住宅を販売する予定となっております、区画の面積は全て300平米以上でございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されてございます。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194524番。譲受人は、八甫に本社を置き、平成9年から埋め立て工事業等を行っている法人でございます。譲渡人は、上内在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田7筆、合計2,203平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用でございます、転用期間は3カ月間となっております。当該申請地は、土地所有者の高齢化や相続によりまして、現在休耕地となっております。また、周辺の土地より低く給排水が難しい状況であることから、隣接地及び隣接する道路と同じ高さまで盛り土を行い、畑として新たな担い手によります大豆等の耕作をすることになったことによりまして、農地改良を行うものでございます。資料12の断面図をごらんいただければと思います。図面のとおり、工法はいわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは90センチ、現況面から90センチのかさ上げを行う予定でございます、隣接する道路につきましても、同じ高さまでかさ上げする計画でございます。搬入する土につきましては、市内の建設現場で発生した一般建設残土でございまして、農地改良後は先ほどご説明させていただきました大豆等の作付を行うということでございます。

続きまして、申請書番号194527番。譲受人は菖蒲町三箇在住の方、譲渡人は八甫在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計299平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、公共施設であります久喜市役所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから、将来のことを考え、公共施設や勤務地

からも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び株式会社クレディセゾンからの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性などの一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号194528番。譲受人は東大輪在住の方、譲渡人は八甫在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑3筆、合計470.01平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、公共施設であります久喜市役所から500メートル以内の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、将来のことを考え、勤務先からの距離も現在と変わらず、現在と同じ生活圏内にあります当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び大東銀行からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

川鍋委員。

○8番（川鍋 優君） 8番、川鍋です。同じく21日に木村会長代理と現地調査を行いましたので、報告をいたします。

申請書番号191528。申請地は、久喜市役所より北へ500メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑で、休耕地でした。周囲は、北側が畑、これ植木畑ですね、植木畑、東側が水路を挟んで住宅、南側が市道、西側が田となっております。被害防除については、排水は本下水へ放流するという計画になっており、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号191534。この申請地は、ヨーカドーから北へ800メートルほどの集落内に位置しております。現況は、住宅内の敷地というようなことで休耕地でした。周囲は、北側が住宅、東側が市道、南側が私道ですね、私道を挟んで畑、西側が住宅となっております。被害防除については、隣接する農地がないので、特に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号191540。この申請地は、太東中学校から北へ500メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が住宅、東側が墓地、南側が畑、西側が市道となっております。被害防除については、隣地の畑の境界へブロックを2段積みし、またその上にフェンスをつくる、そういう施工をすることになっており、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続きまして、申請書番号191541。この申請地は、第2庁舎から東へ700メートルほどの集落内に位置しております。現況は畑となっております。周囲は、北側が市道、東側が住宅、南側が畑、西側が市道となっており、被害防除については、畑との境界にブロックを2段積みする計画になっており、排水は集落排水へ放流するという計画になっておりまして、特に周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上4つの案件については、許可相当と判断いたします。

以上です。

○会長（岩崎長一君） お願いします。

○15番（横田義明君） 15番、横田です。12月23日に蔵口委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請番号193505番。申請地は、栗橋総合支所より北西に約600メートルの位置にあります。周囲は、東、田んぼ、西側、畑と宅地、南側、用水路、北側、市道となっております。申請地は2筆で2,003平米、現況は休耕田です。被害

防除については、申請地の周囲はコンクリートブロックの擁壁を設置する計画となっています。排水については合併浄化槽を設置し、北側、市道を横断し、市の管理の排水路に接続する計画となっており、隣接農地に被害を及ぼすことはないと思われます。

以上、この案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

- 7番（蔵口哲夫君） 続きまして、先ほど横田さんが言いましたように12月23日、横田委員と一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号194524。砂原小学校から南に100メートルほどの荒地です。登録されている地目は田んぼですけれども、荒地です。周囲は、北側が宅地と畑、東側が川越栗橋線の陸橋沿いに東側から南側にわたりありまして、ここはもう荒地、畑と田んぼの荒地、西側は宅地と畑となっております。申請地の2,203平米の現状は、何回も言ったように荒地で、高いヨシが繁茂しております。事務局から説明ありましたように、今回この案件は、用水路の改善、それから90センチのかさ上げ、土盛り、それから畦畔の新設等々、大豆と小麦の栽培をしやすい畑にする農地改革をするため、3カ月の一時転用とする案件です。これちょっと、いろいろ私自身懸念事項がありますので、後で質問します。

続きまして、194527。市営鷺宮温水プールから北に200メートルほどの畑の中に位置しておりまして、北側が宅地、東側が市道、南側が畑、西側が畑となっております。申請地300平米の現状は、畑で更地になってきれいになっております。被害防除につきましては、2段積コンクリートブロックで、合併浄化槽を設置して既存の下水道に接続というようになっています。

次に、194528。市営鷺宮温水プールから西に150メートルほど、先ほどの案件と近いところにあるのですね。150メートルほどのところの畑に位置しております。北側が畑、東側は雑木林、南側が畑、西側も畑となっております。申請地470平方メートルの現状は、畑で更地できれいになっています。被害防除につきましては、周囲に2段積コンクリートブロックを設置する計画になっておりまして、排水についても合併浄化槽を設置して既存の下水道に接続というようになっていますので、後半2つの案件については、申請書より現地許可相当と判断いたしますが、最初の524につきましてはちょっと確認したいことがありますので、後で質問します。

以上です。

続けて質問していいのかな。

- 会長（岩崎長一君） そうですね。

- 7番（蔵口哲夫君） この194524の案件で、登記簿上は田んぼなのですが、物すごく水たまりがあったり高低差があったり、大変なところな感じがしました。詳細の分厚いいただいた資料の中に、普通は土地工事費の明細書がついているのですが、今回これにはないのですね。それが1点と、もう一つの質問は、この申請地の工事主が、土地を工事する人が申請地の5人の地主がいるわけなのですが、その工事を行う業者さんとの土地改良の貸与契約が何も添付されていないのですよ。だから、その辺の契約内容、土地改良後の使用についての貸与契約書などがなかったので、こういうのをそのままオーケーしていいのかという疑問があって、ちょっと保留させていただきました。

以上です。

- 会長（岩崎長一君） 早野委員さん。

- 10番（早野公夫君） 今のここの埋め立ての土地改良の件なのですが、以前その業者さん、久喜の北中曽根の川妻地区かな、交差点の角を、まだ去年が完了して、ことしはそこを埋め立てした後、小麦が業者さんのほうで作付してありました。こういう状況です。

○7番（蔵口哲夫君） ちゃんと約束どおりやっているということ。

○10番（早野公夫君） いや……

○7番（蔵口哲夫君） ということを書いたかったわけですか。

○10番（早野公夫君） そうそう、そう。

○会長（岩崎長一君） 事務局、大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、今蔵口委員さんからお話のありました2点、お答えさせていただきます。

まず、1点目の工事費につきましては、これは農地改良全般、全部そうですけれども、基本的には費用は発生しません。土を持ってくるという形で入れさせていただくので、私もやっているわけではないのですけれども、基本的には資金が発生しないので、資金の計画書ゼロ円という形でついていたかなと思います。農地改良は全てそういう形となっています。なので、資金が例えば見積もりが幾らとか、そういったものは発生しないですし、受ける側は基本的には業者なので、そういった意味でも見積もりはないのかなと思います。それが1点です。

○7番（蔵口哲夫君） わかりにくいね。

○係長（大内康範君） 土は結局ほかから持ってくるので、入れさせていただくという言い方もあれですけれども、土を持ってくることに対して費用は発生しません。

○7番（蔵口哲夫君） 人件費も運搬費も、トラックも使うわけでしょう。そういうのが全部かかるわけでしょう。その見積もりというのはいらないですか。

○係長（大内康範君） ないです。

○7番（蔵口哲夫君） ない。

○係長（大内康範君） ない。それは今までの農地改良全てそうです。ここの久喜市だけが特別ではなくて、全てにおいて同じです。

○7番（蔵口哲夫君） 受け手側がその費用を持つということですか。

○係長（大内康範君） そうです。受け手が業者なのです。

○7番（蔵口哲夫君） 今回は業者ですから。

○係長（大内康範君） 例えば受け手が、また一般の人で、その人が業者を雇うという話になれば、また違うでしょうけれども。

○7番（蔵口哲夫君） そうしたことね。

○係長（大内康範君） 基本的にはそういった発生する費用は受け手側が全て持つので、費用としては発生しない。これが答えです。

2点目は、貸与ですね。貸与につきましては全ての案件についてそうですけれども、農地改良する時点、この申請を出す時点では農地改良できるかどうかもわからないので、農地改良の申請が出た時点では基本的には貸与の契約をしていないです。これが終わった後に、例えば今3カ月ということで私からも説明させていただきましたし、蔵口委員さんのほうからお話もあったと思うのですけれども、それが終わるとうちのほうに完了届みたいなのが、終わりましたよというのが出てくるので、その後、初めて、例えばこの後、通常やっています利用権設定とか、そういった形で申請というか総会に諮るといふ流れになります。ただ、それ以外に、お渡しした書類があったと思うのですけれども、通常農地改良の場合につきましては、そこを耕作する方が、その方が借りている土地も含めて全て適切に耕作していないといけないので、その方が今持っている所有地と借り受けている所有地の一覧をつけていただいて、そこで何を耕作しているか。耕作していない場合は何で耕作していないのか。全てつけさせています。これも久喜市だけではなくて、基本的には農地改良につきましては埼玉県が定めている要綱に従って基準というか審査しています。そ

の中でやっぱり農地改良後にやる、耕作する方については、保全管理ではなくて、全て所有地なり借り受けている農地は耕作していないといけないというのはありますので、それに基づいて申請が上がった時点で農業委員会の事務局のほうでは、航空写真とか、そういったものを見て全て判断しております。

ちょっと話はずれてしまいましたけれども、そういった形で適切に、早野委員さんからもお話あったと思うのですが、今回担い手というか、受けてくれる方は基本的に耕作していますし、この耕作の契約については、この許可が出て3カ月後とか、そういう段階で通常は出てくるのかなと思います。

以上です。

○7番（蔵口哲夫君） 今説明を聞いてちょっと安心しましたけれども、最近近隣の農家の方から用水路の工事を頼んだら、当初の見積もりよりも2倍、3倍の請求書が来たとか、そういう話があったので、そのときに事前にちゃんと業者がこの位かかりますよという話があればいいのだけれども、それもなかったということなので、ちょっと悪質な業者の話を目にしたもので、今回ちょっとその資料がなかったのでお伺いしました。ありがとうございました。

○会長（岩崎長一君） 全体を通しまして、調査報告につきましてのご質問があればお受けいたします。

○5番（籠宮 博君） 今農地改良のご質問出ましたけれども、この図面を見ると、現状の耕作土を1回カットするのですね。カットして搬入土を入れて、その上に耕作土をまた土盛りするようになるので、表面はそんなに心配することはないのですけれども、搬入土に関しては試験か何かあるのですか。

○会長（岩崎長一君） 大内係長。

○係長（大内康範君） 搬入土については、農業委員会として何か試験をするということはないです。ただ、基本的に搬入する場合に、その面積によって出すところが違うのですけれども、久喜市でいうと環境課、3,000平米を超える場合は埼玉県東部環境管理事務所というところに届かないし許可が必要になります。そのときにその搬入土の土を調べた成分表みたいなものを一緒につけているので、通常はそれのコピーですね、それをうちのほうに申請の段階でつけてもらっています。ですので、何かおかしいとか、そういう場合は、うちというよりは環境担当課ですね、市なり県になると思うのですけれども、そちらのほうで指導するということになると思います。

以上です。

○5番（籠宮 博君） ありがとうございます。

○会長（岩崎長一君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第25号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第25号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、久喜の31番及び久喜の42番から44番につきましては議事参与の制限がございますので、これを除いて説明い

たさせます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の13ページごらんいただければと思います。今月は52件の申出を受けておりまして、うち新規案件は20件でございます。それでは、久喜の42番を除きます新規案件につきましてご説明させていただきます。

まず初めの新規案件、議案書の16ページになります。そちらの中ほどになります。申請書番号が菖の85番から87番でございます。こちらにつきましては、借り手が同じ方のため一括してご説明させていただきます。申請書番号が菖の85番から87番。利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田5筆、合計3,153平米でございます。借り手は加須市在住の方、貸し手は菖蒲町菖蒲在住の方ほか2名となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付6年間を予定しているものでございます。

続きまして、菖の88番から菖の94番でございますが、こちらにつきましても借り手が同じ方のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町台及び三箇地内の田25筆、畑8筆、合計4万7,227.21平米でございます。借り手は菖蒲町三箇在住の方、貸し手は同じく菖蒲町三箇在住の方ほか6名となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付及び普通畑10年間を予定しているものでございます。

続きまして、栗の7番から栗の15番でございますが、こちらも借り手が同じ方のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、栗橋小右衛門及び狐塚地内の田19筆、畑4筆、合計2万9,276平米でございます。借り手は小右衛門在住の方、貸し手は同じく小右衛門在住の方ほか8名となっております。設定する利用権は、賃貸借権及び使用貸借権の設定で、普通畑及び水稻作付5年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、玄米30キロ、60キロ及び反当5,000円となっております。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、久の31番、久の42番から久の44番を除きまして、新規、再設定合わせまして137筆、面積が13万7,316.11平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思います。

初めに、菖蒲、菖85番から菖87番の関係につきましては、借り手の方が市外在住者でありますので事務局よりお願いいたします。

○係長（大内康範君） 借り手の方につきましては加須市にお住まいのため、加須市農業委員会へ経営状況を確認してございます。借り手の方につきましては、現在水稻129アール、野菜を185アール耕作しており、全て良好に耕作管理しているとの報告を受けてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖88番から菖94番の借り手につきましては、菖蒲3地区の青木豊推進委員さん、よろしくお願いたします。

○菖蒲3（青木 豊君） 今回利用権を設定する農地の借り手の方は三箇にお住まいの方で、現在は水稻200アールを耕作しており、全て良好に管理されています。また、機械等も十分にそろっており、さらに新しく、中古ではあるが、買いそろえるとおっしゃっていました。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手として営農活動されていました。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、栗7番から栗15番の借り手につきましては、担当地区の推進委員さんが申請地の貸し手の1人となっておりますので、事務局よりお願いいたします。

- 係長（大内康範君） それでは、栗の7番から15番でございます。借り手の方につきましては、現在世帯全体としまして水稲99アール、野菜を25アール耕作しており、全て良好に耕作管理されているとでございます。また、借り手の方につきましては、年齢が30代と若く、現在サラリーマンということなのですが、来月末には会社を退職して専業農家として農業に取り組んでいくとございまして、今後は実家の農業を引き継ぎまして、経営規模を拡大していくことで積極的に営農活動をしていく予定ということの報告を受けてございます。

説明は以上でございます。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

木村委員。

- 会長代理（木村信一君） 18番、木村です。事務局にお聞きしたいのですけれども、菖蒲の85、87の借り手の方、これ先ほどの5条の申請のあった方ですね。これ法人ではないのですか。個人で申請になるのですか。

- 7番（蔵口哲夫君） 会社の代表個人の名前。

- 係長（大内康範君） 息子さんがもしかしたら法人をやっているのかもしれないのですけれども、この方自身は個人です。

- 会長代理（木村信一君） 息子さん。

- 係長（大内康範君） 息子さんはまた別にやっていますよね。

- 会長代理（木村信一君） 別々にやっているから。

- 係長（大内康範君） 親子で別々に申請していますので、この方はお父さんのほう。

- 会長代理（木村信一君） わかりました。

- 会長（岩崎長一君） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（岩崎長一君） それでは、直ちに採決に入ります。

それでは、久喜の31番及び久喜の42番から44番を除き、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

次に、久喜の31番及び久喜の42番から44番に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定する議事参与の制限により、杉田委員さん、川鍋委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔2番 杉田孝行君、8番 川鍋 優君退席〕

- 会長（岩崎長一君） それでは、議案について事務局に説明をいたさせます。

また、久喜の42番につきましては新規案件でございますので、経営状況についても報告をいたさせます。

大内係長。

- 係長（大内康範君） それでは、まず初めに申請書番号、久の31番でございます。利用権を設定する農地は、六万部地内の田1筆、528平米でございます。借り手は所久喜在住の方、貸し手は上清久在住の方となっております。設定す

る利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号が久の42番から44番でございます。こちらは借り手が同じ方のため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、下早見地内の田3筆、合計1万1,292平米でございます。借り手は下早見在住の方、貸し手は同じく下早見在住の方ほか2名でございます。設定する利用権は使用貸借権の設定で、水稻作付5年間を予定しているものでございます。

なお、借り手の方につきましては、現在水稻737アール、野菜61アール耕作してございまして、また現在本市の農業委員さんとして活動されておりました、地域の中心となる担い手として積極的に営農活動されている方でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、久喜の31番及び久喜の42番から44番につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の方举手願います。

〔賛成者举手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

杉田委員及び川鍋委員の入室を認めます。

〔2番 杉田孝行君、8番 川鍋 優君着席〕

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、まず初めに議案書の22ページごらんいただければと思います。こちらは農地法第4条の届出でございます。今月は2件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の24ページから28ページでございます。こちら農地法第5条の届出についてでございます。今月は12件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、こちらいずれにつきましても市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の30ページでございます。こちら農地法第5条の許可の取り消しについてでございます。今月は農地法第5条の許可の規定によります許可の取消願が1件提出されてございます。こちらにつきましては、令和元年9月に農地法第5条の許可を受けた案件でございますが、許可後に事業計画を変更したいとの申出がありましたことから取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の32ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は1件の届出を受理しておりまして、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の34ページでございます。農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。今月は1件の合意解約に係る通知が提出されてございます。

最後です。議案書の36ページでございます。こちらは農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は1件の届出を受理しております、農業用倉庫建築に伴う届出となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か質問ございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回はあらかじめ協議事項ということで予定しております事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時36分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和元年12月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 木 村 実

署 名 委 員 塚 越 賢 二